

令和 3 年度  
地域間幹線系統確保維持計画書（案）

令和 2 年 6 月  
京都府生活交通対策地域協議会

地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱  
第7条及び第21条に係る記載事項

令和2年6月18日  
京都府生活交通対策地域協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和3年度地域間幹線系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>モータリゼーションの進展や人口減少等の影響で、過疎地域を中心にバス交通の存続が危機に瀕している地域があり、当該地域において地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業を実施する。</p> <p>特に、地域と地域を結ぶ地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等のための移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、当該バス系統が唯一の交通機関となっている丹後・中丹・南丹地域及び和東町域において、支援することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>地域住民の人口が減少傾向にある状況下において、バス利用を促すとともに、乗降調査等を通して利用実態とニーズを把握し利便性を向上させることで、基準年度と比較し1%の収支率改善を図るとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性を踏まえ計画どおり運行することを目標とする。</p>
(2) 事業の効果
<p>地域間幹線系統を確保、維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送る事ができる。</p> <p>また、公共交通を確保、維持し整備することにより地域外からの観光客の利用も見込める。</p>

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

#### 1. より利便性の高い系統への見直し

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：社会情勢の変化に伴う通学や通院等に係る需要の変化に対応し、より利便性の高い系統への再編や運行ダイヤの変更等を検討する。

#### 2. 保育園児・小中学生・子育て世代・高齢者など、様々な世代を対象としたバスの乗り方教室の実施

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：学校や老人会、地域の催事等と連携しバスの乗り方教室を開催することで公共交通の役割や必要性を理解いただき、交通系ICカードの使い方やスロープ等の体験によりバスを利用する際の不安を払拭する等の啓発活動を実施し、バスを気兼ねなくご利用いただけるようにする。

#### 3. 需要喚起による利用促進

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：地域のイベントと合わせ、バスの活用周知を図る。また、観光客や地元住民が利用できる企画乗車券の発行等を検討し、今までバスを利用してこなかった人達をターゲットに利用促進を図る。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

表1のとおり

#### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

#### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社

#### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

**【地域間幹線系統のみ】**

表4のとおり

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

**【地域間幹線系統のみ】**

当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、地域を訪れる観光客や来訪者、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保、維持する必要がある。

なお、事業者においては、鉄道やその他バスとの乗り継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤを設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い利便性の向上を図るとともに、事業者・京都府・沿線自治体が一丸となり補助対象期間中に3.に記載の取組を実施し、基準年度と比較し1%の収支率改善を図る。

11. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

**【地域内フィーダー系統のみ】**

該当なし

13. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。

<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで新しい車両を導入し、安全性を向上させる。</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップバスを導入することでバリアフリー化が促進され利便性の向上が図られる。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>表7のとおり</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>令和元年8月28日（水）  生産性向上の取組に係る検討会議を開催  （生産性向上の取組の実施状況について協議）</p> <p>令和元年11月14日（木）、15日（金）、19日（火）、20日（水）  生産性向上の取組に係るワーキンググループ会議を開催  （生産性向上の取組の実績及び今後の取組予定等について協議）</p> <p>令和2年1月23日（木）  京都府生活交通対策地域協議会 各ブロック協議会 書面協議を開催  （平成31年度地域間幹線系統確保維持事業の事業評価について協議）</p> <p>令和2年6月3日（水）、4日（木）  地域間幹線系統確保維持計画に係るワーキンググループ会議を開催  （生産性向上の取組に係る取組内容や実施主体等について協議）</p> <p>令和2年6月18日（木）  京都府生活交通対策地域協議会（新型コロナウイルス対策のため、書面協議）  （地域間幹線系統確保維持計画について協議）</p>

## 18. 利用者等の意見の反映状況

以下の団体にヒアリングにて頂戴した意見を踏まえた計画を策定。

- ・舞鶴市志楽地区連絡会 令和2年6月8日（月）13:15～14:00

### 【主な意見】

当該系統は、沿線住民、特に小中学生の通学や高齢者の通院、買物等の日常生活客に欠かせない移動手段である。さらに今後数年で高齢化による免許返納者が増加する可能性があるため、今後も確保・維持が必要。

現状では小中学生や高齢者等、利用者に偏りがあるが、鉄道や高速バス等との接続の改善や、停留所のバス待ち環境の改善、地域の実情に応じた路線変更の検討を行うことにより、利用増が見込まれる。

地域の子供会で当該系統を利用した日帰り旅行を実施しており、引き続き地域で利用していくので、バス事業者においてもさらなる利便性向上に取り組んでほしい。

## 19. 協議会メンバーの構成員

- ・京都府建設交通部長
- ・国土交通省近畿運輸局自動車交通部長
- ・国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長
- ・京都府市長会 経済部会長
- ・京都府町村会 行財政部会長
- ・広域行政圏の協議会会長等
- ・京都府広域振興局長
- ・一般社団法人 京都府バス協会会長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R3年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府	奈良交通株式会社	(1) 和東木津線	8,056.0	
		小計	8,056	
	京阪京都交通株式会社	(2) 八田線1	10,731.5	
		(3) 神吉線1	2,355.5	
		(4) 原・神吉線1	3,400.0	
		小計	16,487	
	西日本JRバス株式会社	(5) 園福線(桧山～園部)	6,633.5	
		(6) 園福線(福知山～桧山)	6,721.0	
		(7) 高雄・京北線(京都～周山)	3,412.0	
		小計	16,766	
	京都交通株式会社	(8) 高浜線1	1,150.5	
		(9) 大江線1	3,021.0	
		(10) 福知山線1	3,628.0	
		(11) 夜久野線1	2,423.0	
		小計	10,222	
	丹後海陸交通株式会社	(12) 伊根線	9,917.5	
		(13) 蒲入線2	9,966.5	
		(14) 経ヶ岬線2	9,824.0	
		(15) 与謝線2	2,997.0	
		(16) 峰山線3	2,180.0	
(17) 海岸線2		7,055.5		
(18) 間人循環線		10,806.0		
(19) 久美浜線		6,162.0		
(20) 丹後峰山線		5,261.5		
小計		64,170		
合 計			115,701	

注) 令和4年度、令和5年度については、令和3年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)





表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> ) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,314,769 千円	営業外収益	3,868 千円	経常収益(イ)	1,318,637 千円
	営業費用	1,278,651 千円	営業外費用	2,703 千円	経常費用(ロ)	1,281,254 千円
	営業損益	36,218 千円	営業外損益	1,165 千円	経常損益	37,383 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,326,265.0 km				経常収支率	102.91 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,291,694 千円	営業外収益	9,068 千円	経常収益(イ')	1,300,762 千円
	営業費用	1,238,329 千円	営業外費用	4,251 千円	経常費用(ロ')	1,242,580 千円
	営業損益	53,365 千円	営業外損益	4,817 千円	経常損益	58,182 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	3,230,207.0 km				経常収支率	104.68 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,304,436 千円	営業外収益	4,526 千円	経常収益(イ'')	1,308,962 千円
	営業費用	1,248,954 千円	営業外費用	7,498 千円	経常費用(ロ'')	1,256,452 千円
	営業損益	55,482 千円	営業外損益	△ 2,972 千円	経常損益	52,510 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	3,194,464.9 km				経常収支率	104.17 %

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
京阪神	393 円 32 銭	384 円 67 銭	385 円 19 銭
北近畿	393 円 32 銭	384 円 67 銭	385 円 19 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	387 円 72 銭	507 円 20 銭	387 円 72 銭	396 円 43 銭
北近畿	387 円 72 銭	391 円 95 銭	387 円 72 銭	396 円 43 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 番号	特別 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ( ①=カッコ内	計画平均 乗車密度 ②	計画 輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ 程と地域 公共交通 再編事業 を実施す る区域に おけるキ ロ程との オ÷ネ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との結合 部分に係るキロ程 ル	他路線と の 結合率 ム÷チ	補助ブロック 外乗入部分 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の結合部分以 外のキロ程の (チ-リ+ヌ-ル) ÷チ=ワ
				起点	主な 経由地	終点				往	復							
京阪神	1		八田線1	JR 竜岡駅 南口	奥条・ 大谷	JR 園部駅 西口	365 日	3,405.0 (9.3)	3.5	32.5 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km	往 km (平均) 復 km (平均)	%	往 14.7 km (平均) 復 14.7 km 14.7 km	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	47,500 %
	2		神吉線1	JR 八木駅	西所	特吉口	365 日	1,642.5 (4.5)	3.5	15.7 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	往 km (平均) 復 km (平均)	%	往 10.1 km (平均) 復 9.5 km 9.8 km	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	20,325 %
	3		原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 (3.0)	5.0	15.0 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	往 km (平均) 復 km (平均)	%	往 11.9 km (平均) 復 11.3 km 11.6 km	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	34,831 %
北近畿	1		八田線1	JR 竜岡駅 南口	奥条・ 大谷	JR 園部駅 西口	365 日	3,405.0 (9.3)	3.5	32.5 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km	往 km (平均) 復 km (平均)	%	往 13.3 km (平均) 復 13.3 km 13.3 km	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	52,500 %
	2		神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,642.5 (4.5)	3.5	15.7 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	往 km (平均) 復 km (平均)	%	往 2.5 km (平均) 復 2.5 km 2.5 km	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	79,674 %
	3		原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 (3.0)	5.0	15.0 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	往 km (平均) 復 km (平均)	%	往 6.2 km (平均) 復 6.2 km 6.2 km	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	65,168 %
合計			系統							往 117.4 km (平均) 復 115.0 km	往 km (平均) 復 km (平均)	%	往 58.7 km (平均) 復 57.5 km 58.1 km	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%		

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外の キロ程の比率	計画乗車 走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経常 の限額額	タ又はのうちの いずれか少ないほう の額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益	乗車走行 キロ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益	乗車走行 キロ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益	乗車走行 キロ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益					
(ア+イ+ジ)× キ	ク	ケ×キ/3=コ	カ	キ	ケ×キ=ク	カ	キ	ケ×キ=ク	カ	キ	ケ×キ=ク	ノ×ワ以上の額:ヨ	カ-コ=ク	カ×9/20=レ	ソ				
京阪神	1		47.500 %	190,680.0 km	73,930,449 円	188円70銭	37,727,909 円	191,761.4 km	196円74銭	36,385,372 円	188,124.2 km	192円38銭	33,581,751 円	189,722.7 km	177円00銭	35,981,316 円	37,949,133 円	33,268,702 円	33,268,702 円
	2		20.325 %	40,515.0 km	15,708,475 円	194円00銭	7,720,679 円	40,082.4 km	192円62銭	7,745,818 円	40,243.2 km	192円47銭	7,978,460 円	40,515.0 km	196円92銭	7,859,910 円	7,848,585 円	7,068,813 円	7,068,813 円
	3		34.631 %	38,982.0 km	15,114,101 円	204円38銭	7,748,556 円	38,121.2 km	203円26銭	7,948,911 円	38,345.7 km	207円29銭	7,896,026 円	38,974.8 km	202円58銭	7,967,142 円	7,146,959 円	6,801,345 円	6,801,345 円
北近畿	1		52.500 %	190,680.0 km	73,930,449 円	188円70銭	37,727,909 円	191,761.4 km	196円74銭	36,385,372 円	188,124.2 km	192円38銭	33,581,751 円	189,722.7 km	177円00銭	35,981,316 円	37,949,133 円	33,268,702 円	33,268,702 円
	2		79.674 %	40,515.0 km	15,708,475 円	194円00銭	7,720,679 円	40,082.4 km	192円62銭	7,745,818 円	40,243.2 km	192円47銭	7,978,460 円	40,515.0 km	196円92銭	7,859,910 円	7,848,585 円	7,068,813 円	7,068,813 円
	3		65.168 %	38,982.0 km	15,114,101 円	204円38銭	7,748,556 円	38,121.2 km	203円26銭	7,948,911 円	38,345.7 km	207円29銭	7,896,026 円	38,974.8 km	202円58銭	7,967,142 円	7,146,959 円	6,801,345 円	6,801,345 円
合計			540,354.0 km	209,506,050 円			105,394,288 円	539,930.0 km		104,160,202 円	535,426.2 km		98,912,474 円	538,425.0 km		103,616,736 円	105,889,314 円	94,277,720 円	94,277,720 円

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	ノのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るもの ノ×ワ=ツ	ノのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの ノ×ワ' = ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツノみなし運行回数 ×(計)計画運行回数 =ム	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1		15,902,633 円	15,902,633 円	10,195,247 円	10,195 千円	5,097.5 千円	37,949,133 円	27,217,633 円	5,097,500 円	39.43%	7,830,204 円	60.57%	0 円	0 円	671 円	0.01%	
	2		1,436,736 円	1,436,736 円	957,823 円	957 千円	478.5 千円	7,848,585 円	5,493,065 円	478,500 円	42.86%	636,484 円	57.01%	0 円	0 円	1,481 円	0.13%	
	3		2,368,978 円	2,368,978 円	2,368 千円	2,368 千円	1,184.0 千円	7,146,959 円	3,746,959 円	1,184,000 円	90.72%	120,380 円	9.22%	0 円	0 円	723 円	0.06%	
北近畿	1		17,466,068 円	17,466,068 円	11,268,430 円	11,268 千円	5,634.0 千円	37,949,133 円	27,217,633 円	5,634,000 円	39.43%	8,654,226 円	60.56%	0 円	0 円	1,032 円	0.01%	
	2		5,632,006 円	5,632,006 円	3,754,669 円	3,754 千円	1,877.0 千円	7,848,585 円	5,493,065 円	1,877,000 円	42.89%	2,498,259 円	57.08%	0 円	0 円	1,341 円	0.03%	
	3		4,432,300 円	4,432,300 円	4,432 千円	4,432 千円	2,216.0 千円	7,146,959 円	3,746,959 円	2,216,000 円	90.75%	225,228 円	9.22%	0 円	0 円	627 円	0.03%	
合計		47,138,719 円	47,138,719 円	26,176,169 円	32,974 千円	16,487.0 千円	105,889,314 円	72,915,314 円	16,487,000 円		19,964,782 円				5,875 円			

※ウ欄: ム-(京阪神+北近畿)。系統全体の損失額から系統全体に係る国庫補助額を控除。

※ワ欄: ウ欄で算出した系統全体の損失額(国庫補助控除済み)を、キロ程比率で京阪神ブロック分・北近畿ブロック分に按分。

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正別附第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(子)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「乗車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協賛金等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要



補助 プロ ック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助 プロ ック 外 乗 入 部 分 及 び 同 一 補 助 プロ ック 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 の 比 率  ( $\frac{ア}{ア+イ}$ ) ×100	計画 乗 車 走 行 キ ロ   $\text{ワ}$	補助 対 象 経 常 費 用 の 見 込 額  ( $d+e+f$ ) $\div 3$	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助 対 象 経 常 収 益 の 見 込 額  $\text{ノ} \times \text{ワ}$ 以上の額	補助 対 象 経 常 費 用 か ら 経 常 収 益 を 控 除 し た 額  カー $\times$ ヨ $\div$ タ	補助 対 象 経 費 の 限 度 額  カ $\times 9 \div 20 =$ レ	タ 又 は レ の う ち い ず れ か 少 な い ほ う の 額  ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経 常 収 益 ヤ $\prime$	乗 車 走 行 キ ロ マ $\prime$	補助 対 象 系 統 の 実 走 行 キ ロ 当 た り 経 常 収 益 ヤ $\prime \times$ マ $\prime =$ ド	経 常 収 益 ヤ $\prime$	乗 車 走 行 キ ロ マ $\prime$	補助 対 象 系 統 の 実 走 行 キ ロ 当 た り 経 常 収 益 ヤ $\prime \times$ マ $\prime =$ ド	経 常 収 益 ヤ $\prime$	乗 車 走 行 キ ロ マ $\prime$	補助 対 象 系 統 の 実 走 行 キ ロ 当 た り 経 常 収 益 ヤ $\prime \times$ マ $\prime =$ ド					
北近畿	1	無	100%	163,082.0km	53,919,889円	288円.19銭	50,545,670円	163,227.2km	309円.66銭	44,839,640円	163,063.0km	274円.94銭	44,667,021円	163,105.8km	273円.97銭	46,572,438円	17,247,551円	28,763,995円	17,247,551円
北近畿	2	無	100%	177,828.0km	69,689,684円	163円.54銭	26,414,706円	174,573.4km	150円.96銭	27,797,860円	174,946.2km	158円.89銭	26,597,260円	176,408.4km	150円.77銭	27,303,712円	42,395,972円	31,364,857円	31,364,857円
京阪神	3	無	100%	310,889.2km	152,577,985円	467円.80銭	159,254,644円	309,759.8km	485円.39銭	135,366,189円	307,571.3km	440円.03銭	148,451,106円	310,571.0km	477円.99銭	145,433,958円	6,824,017円	66,516,093円	6,824,017円
合計				651,799.2km	265,877,658円		227,315,020円	647960.4km		206,023,527円	645700.5km		219,735,386円	650085.2km		219,410,118円	66,467,540円	128,644,945円	55,436,425円

補助 プロ ック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助 プロ ック 外 乗 入 部 分 及 び 同 一 補 助 プロ ック 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 の 比 率 に 係 る もの  $\text{ソ} \times \text{ラ} = \text{ツ}$	ソのうち補助 プロ ック 外 乗 入 部 分 及 び 同 一 補 助 プロ ック 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 に 係 る もの  $\text{ソ} \times \text{ラ} = \text{ツ}$	計画 平均 乗 車 密 度 が 5人未 満 の 路 線  ツ $\div$ みなし運行回数 ① $\div$ 計画運行回数 $=$ ホ	補助 対 象 経 費  ナ	計画 額  ナ $\times 1 \div 2 =$ ラ	経 常 費 用 か ら 経 常 収 益 を 控 除 し た 額  ニ $\times$ ワ $\div$ ヨ $=$ ム	損 失 額 か ら 国 庫 補 助 額 を 控 除 し た 額  ム $\div$ ラ $=$ ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の 具 体 的 概 算
										負 担 額	負 担 割 合	負 担 額	負 担 割 合	負 担 額	負 担 割 合	負 担 額	負 担 割 合	
北近畿	1	無	17,247,551円	17,247,551円	13,267,346円	13,267千円	6,833.5千円	32,196,971円	26,583,471円	6,833,500円	24.97%	円	%	円	%	19,829,871円	75.02%	
北近畿	2	無	31,364,857円	31,364,857円	13,442,081円	13,442千円	6,721.0千円	59,787,551円	53,066,551円	6,721,000円	12.66%	円	%	円	%	46,345,551円	87.33%	
京阪神	3	無	6,824,017円	6,824,017円	6,824千円	3,412.0千円	6,824,017円	3,412,017円	1,706,000円	49.99%	1,706,000円	49.99%	円	%	17円	0.00%		
合計			55,436,425円	55,436,425円	26,709,427円	33,533千円	16,766.0千円	99,808,539円	83,042,039円	15,060,500円	18.13%	1,706,000円	2.05%			66,275,539円	79.82%	

- (1) 記載要領
- 乗入バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
  - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗入バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができる特別な理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
  - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  - 「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
  - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
  - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
  - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正別附第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
  - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
  - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
  - 「同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
  - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助プロック内区間(系統キロ程(子)ー補助プロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
  - 「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
  - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第4位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
  - 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ウ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
  - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の平均値を算出して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
  - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。  
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(副運賃簿)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るもの)に限る、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和3年度

事業者名	京都市交通局
------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	170,648	千円	営業外収益	4,087	千円	経常収益(イ)	174,735	千円
	営業費用	307,023	千円	営業外費用	313	千円	経常費用(ロ)	307,336	千円
	営業損益	△ 136,375	千円	営業外損益	3,774	千円	経常損益	△ 132,601	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,061,228.0 km						経常収支率	56.85	%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	172,437	千円	営業外収益	3,241	千円	経常収益(イ)	175,678	千円
	営業費用	304,031	千円	営業外費用	331	千円	経常費用(ロ)	304,362	千円
	営業損益	△ 131,594	千円	営業外損益	2,910	千円	経常損益	△ 128,684	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,060,040.5 km						経常収支率	57.72	%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	173,578	千円	営業外収益	3,503	千円	経常収益(イ')	177,081	千円
	営業費用	292,570	千円	営業外費用	688	千円	経常費用(ロ')	293,258	千円
	営業損益	△ 118,992	千円	営業外損益	2,815	千円	経常損益	△ 116,177	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')	1,065,426.2 km						経常収支率	60.38	%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\frac{a+b}{c} = \text{円}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\frac{d+e}{f} = \text{円}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間※) $\frac{g+h}{i} = \text{円}$
北近畿	275 円 24 銭	287 円 12 銭	289 円 60 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=円	地域キロ当たり標準経常費用 円	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 円	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=円
北近畿	283 円 98 銭	円 銭	283 円 98 銭	164 円 65 銭
北陸	283 円 98 銭	円 銭	283 円 98 銭	164 円 65 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 (回)	計画平均乗車密度 ①=カコ内	計画輸送量 ② ①×②=③	系統キロ程 手	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比較 オ÷チ=ケ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ワ			
				起点	主な経由地	終点														
北近畿	北近畿第1号	無	高浜線1	東舞鶴駅前	高浜駅前	365日	1,705	3.3	15.1	人	往16.7km (平均) 復16.7km	16.7km	復 km . km	往8.6km (平均) 復8.6km	8.6km	復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	48.502%	
	北近畿第2号	無	大江線1	西舞鶴駅前	地頭	大江駅前	365日	1,585	3.5	15.0	人	往23.6km 復23.6km	23.6km	復 km . km	往 km 復 km	Km	復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%
	北近畿第3号	無	播磨山線1	市民病院	石原	綾部駅前	365日	2,925	4.8	38.4	人	往15.2km 復15.2km	15.2km	復 km . km	往 km 復 km	Km	復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%
	北近畿第4号	無	夜久野線1	福知山駅前	牧	下夜久野駅前	365日	1,400	4.1	15.5	人	往17.2km 復17.2km	17.2km	復 km . km	往 km 復 km	Km	復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%
合計			系統								往72.7km 復72.7km	72.7km	復 km . km	往8.6km (平均) 復8.6km	8.6km	復 km . km	往 km (平均) 復 km . km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ)×(リ+ス)÷チ+テ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象経常費用の見込額 (d+e+f)÷3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象系統の経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額額 ソ			
							基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
							経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'ニマ'ニ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'ニマ'ニ					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'ニマ'ニ
北近畿	北近畿第1号	無	48.502%	56,947.0 km	16,171,809円	141円01銭	7,984,937円	56,847.0km	140円21銭	7,996,028円	56,875.2km	141円08銭	8,093,620円	56,818.2km	141円74銭	8,030,097円	8,141,712円	7,277,314円	7,277,314円
	北近畿第2号	無	100.000%	74,812.0 km	21,245,111円	168円22銭	12,532,802円	74,829.4km	167円48銭	12,477,255円	74,168.6km	168円22銭	12,577,381円	74,434.4km	168円97銭	12,584,875円	8,660,236円	9,560,299円	8,660,236円
	北近畿第3号	無	100.000%	88,920.0 km	25,251,501円	190円72銭	16,125,877円	88,919.9km	181円35銭	17,214,244円	88,492.4km	194円52銭	17,383,547円	88,555.1km	186円30銭	16,958,823円	8,292,678円	11,363,175円	8,292,678円
	北近畿第4号	無	100.000%	48,160.0 km	13,676,476円	156円50銭	7,490,775円	48,159.8km	155円53銭	7,518,857円	47,987.8km	156円68銭	7,540,849円	47,942.5km	157円29銭	7,537,040円	6,139,436円	6,154,414円	6,139,436円
合計				268,838.0 km	76,344,897円	円 銭	44,134,191円	268,856.1km		45,206,282円	267,824.0km		45,555,497円	267,760.2km		45,110,835円	31,234,062円	34,355,202円	30,369,664円

補助ブロック名	申請番号	地域協働推進事業の特別措置の有無 ソ×ヲ=ツ	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 ソ×ヲ'ニツ'ニ	計画平均乗車密度が5人未満の路線の有無 ツ×みなしノ計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合						「その他の者」の具体的な概要					
									都道府県		市区町村		その他の者			事業者自己負担				
									負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		負担額	負担割合			
北近畿	北近畿第1号	無	3,529,642円	3,529,642円	2,301,940円	2,301千円	1,150.5千円	8,141,712円	6,991,712円	1,150,000円	16.45%	1,647,882円	1,647,882円		23.57%	4,192,818円	59.97%	1,002円	0.01%	その他の者の額は北近畿ブロックのデータになります。
	北近畿第2号	無	8,660,236円	8,660,236円	6,042,025円	6,042千円	3,021.千円	8,660,236円	5,639,236円	3,021,000円	53.57%	2,618,236円	1,575,378円	1,042,857円	46.43%					0.00%
	北近畿第3号	無	8,292,678円	8,292,678円	7,256,093円	7,256千円	3,628.千円	8,292,678円	4,664,678円	3,628,000円	77.78%	1,036,678円		1,036,178円	22.22%					0.00%
	北近畿第4号	無	6,139,436円	6,139,436円	4,846,923円	4,846千円	2,423.千円	6,139,436円	3,716,436円	2,423,000円	65.20%	1,293,436円	1,293,436円	34.80%					0.00%	
合計			26,621,992円	26,621,992円	20,448,981円	20,448千円	10,222千円	31,234,062円	21,012,062円	10,222,000円	48.65%	6,596,242円	3,223,271円	3,372,471円	31.39%	4,192,818円	19.95%	1,002円	0.00%	

※高浜線ウ欄については、京都府城田庫申請額及び福井県側の国庫申請額を併せて控除しています。

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第6条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第6条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自総第151号、自資第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合に「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5に「1」を記載する場合は「3」を記載すること。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のこととし、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-同一補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ニ))に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画を実施する区域におけるキロ程の比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ウ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績が
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載する事で足りるものとする。  
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し並びに認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	丹後海陸交通株式会社
------	------------

3年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) <sup>ア</sup> の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	142,044 千円	営業外収益	1,670 千円	経常収益(イ)	143,714 千円
営業費用	488,068 千円	営業外費用	2,903 千円	経常費用(ロ)	479,971 千円	
営業損益	△ 326,024 千円	営業外損益	△ 1,233 千円	経常損益	△ 327,257 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,644,429.8 km				経常収支率	30.51 %

  

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	151,287 千円	営業外収益	1,281 千円	経常収益(イ)	152,568 千円
営業費用	448,751 千円	営業外費用	1,052 千円	経常費用(ロ)	449,803 千円	
営業損益	△ 297,464 千円	営業外損益	229 千円	経常損益	△ 297,235 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,684,137.9 km				経常収支率	33.91 %

  

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	144,491 千円	営業外収益	1,328 千円	経常収益(イ)	145,819 千円
営業費用	432,412 千円	営業外費用	1,449 千円	経常費用(ロ)	433,861 千円	
営業損益	△ 287,921 千円	営業外損益	△ 121 千円	経常損益	△ 288,042 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,699,619.6 km				経常収支率	33.60 %

補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'ナハ' = a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'ナハ' = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ'ナハ' = c
北近畿	255円26銭	270円29銭	286円40銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イナハト
北近畿	270円.65銭	382円.52銭	270円.65銭	87円39銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措置	運行系統			計画運行日数 ( )	計画運行回 数 ①=カン内	計画平均乗車 密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施 する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業 を実施する区域におけるキロ程との 比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程 の割合 ④/⑤+⑥ ⑦+⑧	%
			運行 系統名	起点	主な 経由地					終点	子			オ	リ				
北 近 畿	第1号	伊根線	上宮原 公園前	伊根駅前	伊根駅前	365 日	2189.0 回 (5.8)	5.2	30.6 人	往 37.2Km 復 37.2Km 37.2 km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	96	往 Km 復 Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	%	100.00
	第2号	湯入線	上宮原 公園前	湯入駅前	湯入駅前	365 日	1642.5 回 (4.5)	6.7	30.1 人	往 48.4Km 復 48.4Km 48.4 km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	96	往 Km 復 Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	%	100.00
	第3号	姫ヶ崎線	上宮原 公園前	姫ヶ崎駅前	姫ヶ崎駅前	365 日	1460.0 回 (4.0)	7.3	29.2 人	往 55.4Km 復 55.4Km 55.4 km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	96	往 Km 復 Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	%	100.00
	第4号	与謝線	上宮原 公園前	与謝駅前	与謝駅前	365 日	2554.5 回 (6.9)	2.7	18.6 人	往 22.5Km 復 22.5Km 22.5 km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	96	往 Km 復 Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	%	100.00
	第5号	嵯峨線	上宮原 公園前	嵯峨駅前	嵯峨駅前	365 日	2311.5 回 (6.3)	2.4	15.1 人	往 18.5Km 復 18.5Km 18.5 km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	96	往 Km 復 Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	%	100.00
	第6号	海岸線	上宮原 公園前	海岸駅前	海岸駅前	365 日	2372.0 回 (6.4)	3.6	23.0 人	往 39.2Km 復 39.2Km 39.2 km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	96	往 Km 復 Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	%	100.00
	第7号	間人線	上宮原 公園前	間人駅前	間人駅前	365 日	2433.0 回 (6.6)	4.9	32.3 人	往 39.8Km 復 39.8Km 39.8 km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	96	往 Km 復 Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	%	100.00
	第8号	久美線	上宮原 公園前	久美駅前	久美駅前	365 日	1946.0 回 (5.3)	5.8	30.7 人	往 26.0Km 復 26.0Km 26.0 km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	96	往 Km 復 Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	%	100.00
	第9号	丹後線	上宮原 公園前	丹後駅前	丹後駅前	365 日	1703.0 回 (4.6)	3.9	17.9 人	往 38.9Km 復 38.9Km 38.9 km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	96	往 Km 復 Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	%	100.00
合計	系統									往 323.9Km 復 323.9Km 323.9 km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	96	往 Km 復 Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	往 . Km 復 . Km (平均) Km	%	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分以外のキロ程の 比率 (ア+リ+ヌ)+ テニマ	計画実車走行キ ロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ+フ以上の額 (d+e+f)/3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ+ワ以上の額 ウ	補助対象経 常費用から経 常収益を控除し た額 カ-ヨ	補助対象経 常費用の 限度額 カ×9/20 = レ	タ又はレのうち いずれか少ないほう の額 ソ			
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常 収益 ヤ'÷マ' = a					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常 収益 ヤ'÷マ' = f
						経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常 収益 ヤ'÷マ' = d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常 収益 ヤ'÷マ' = e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常 収益 ヤ'÷マ' = f										
北 近 畿	第1号		%	182,851.6 km	44,076,482 円	94円.14銭	15,275,942 円	176,424.8 km	88円.58銭	15,774,073 円	175,974.4 km	89円.63銭	18,591,012 円	175,000.8 km	106円.23銭	15,331,792 円	28,746,700 円	19,835,321 円	18,835,321 円					
	第2号		%	163,660.0 km	44,296,202 円	101円.83銭	15,027,094 円	162,194.6 km	92円.64銭	16,725,394 円	162,138.9 km	103円.16銭	17,951,372 円	163,618.8 km	109円.71銭	16,665,109 円	27,630,093 円	19,833,290 円	18,933,290 円					
	第3号		%	161,330.0 km	43,663,964 円	88円.47銭	10,596,302 円	172,777.0 km	81円.27銭	16,661,812 円	171,767.3 km	97円.00銭	18,715,581 円	174,884.2 km	107円.15銭	14,272,866 円	29,391,098 円	18,648,783 円	19,648,783 円					
	第4号		%	113,201.7 km	30,638,040 円	115円.05銭	7,169,923 円	61,365.6 km	116円.83銭	9,098,408 円	61,207.2 km	148円.84銭	4,900,963 円	61,495.6 km	79円.69銭	13,029,856 円	17,814,184 円	13,787,118 円	13,787,118 円					
	第5号		%	75,165.1 km	20,348,847 円	85円.25銭	6,105,439 円	70,559.9 km	86円.52銭	6,251,829 円	70,433.6 km	88円.78銭	6,567,494 円	70,299.0 km	80円.47銭	6,408,530 円	13,836,317 円	9,156,981 円	9,156,981 円					
	第6号		%	185,380.8 km	50,173,313 円	52円.38銭	10,838,990 円	199,612.6 km	53円.29銭	10,465,909 円	198,341.5 km	52円.76銭	10,016,883 円	196,056.6 km	51円.09銭	9,710,247 円	40,483,086 円	22,577,950 円	22,577,950 円					
	第7号		%	165,189.5 km	52,850,744 円	72円.67銭	10,654,719 円	147,517.2 km	72円.22銭	11,294,925 円	148,407.0 km	76円.16銭	10,240,729 円	146,927.7 km	69円.68銭	14,185,148 円	38,645,596 円	23,773,834 円	23,773,834 円					
	第8号		%	101,192.0 km	27,867,614 円	117円.24銭	11,316,871 円	91,865.6 km	129円.16銭	10,918,827 円	91,608.0 km	119円.19銭	9,984,303 円	91,284.8 km	109円.37銭	11,863,751 円	15,623,868 円	12,324,426 円	12,324,426 円					
	第9号		%	132,493.4 km	35,858,338 円	54円.41銭	6,425,840 円	123,700.3 km	51円.94銭	6,819,650 円	123,803.2 km	55円.08銭	6,789,503 円	120,802.6 km	56円.23銭	7,208,986 円	28,850,372 円	16,136,702 円	16,136,702 円					
合計			%	1,210,510.1 km	349,276,584 円		93,201,110 円	1,206,037.8 km		104,011,827 円	1,203,682.1 km		102,857,640 円	1,200,250.1 km		108,672,265 円	240,604,289 円	157,174,445 円	157,174,445 円					

補助プロジェクト名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との統合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×みなし運行回数(計画運行回数×2)	補助対象経費	計画概	経常費用から経常収益を控除した額	損失係から国庫補助額を控除した額	ウの負担割合とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		ウの具体的な負担割合
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	第1号		19,835,321 円	円	円	19,835 千円	9,917.5 千円	28,746,700 円	18,829,200 円	6,317,000 円	33.55%	12,512,200 円	68.45%	円	0%	円	0%	
	第2号		19,933,290 円	円	円	19,933 千円	9,966.5 千円	27,830,093 円	17,683,593 円	9,698,000 円	54.90%	7,985,593 円	45.10%	円	0%	円	0%	
	第3号		19,648,783 円	円	円	19,648 千円	9,824.0 千円	29,391,098 円	19,567,098 円	9,085,000 円	46.33%	10,482,098 円	53.67%	円	0%	円	0%	
	第4号		13,787,118 円	円	5,994,399 円	5,994 千円	2,997.0 千円	17,814,184 円	14,617,184 円	1,129,000 円	7.72%	13,488,184 円	92.28%	円	0%	円	0%	
	第5号		9,156,961 円	円	4,360,467 円	4,360 千円	2,180.0 千円	13,939,317 円	11,759,317 円	2,180,000 円	18.54%	9,579,317 円	81.46%	円	0%	円	0%	
	第6号		22,577,990 円	円	14,111,243 円	14,111 千円	7,055.5 千円	40,463,066 円	33,407,566 円	7,055,500 円	21.12%	26,352,066 円	78.88%	円	0%	円	0%	
	第7号		23,773,634 円	円	21,612,576 円	21,612 千円	10,806.0 千円	38,645,596 円	27,838,596 円	10,805,000 円	38.82%	17,833,596 円	61.18%	円	0%	円	0%	
	第8号		12,324,426 円	円	円	12,324 千円	6,162.0 千円	15,623,863 円	9,361,863 円	6,162,000 円	65.82%	3,199,863 円	34.18%	円	0%	円	0%	
	第9号		16,136,702 円	円	10,523,936 円	10,523 千円	5,261.5 千円	28,650,372 円	23,388,872 円	5,261,500 円	22.50%	18,127,372 円	77.50%	円	0%	円	0%	
合計		157,174,445 円	円	56,602,621 円	128,340 千円	64,170 千円	240,604,289 円	178,434,289 円	57,674,000 円	32.68%	118,760,289 円	67.31%	円	0%	円	0%		

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、興業走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
  - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年6月1日付自給額338号、自旅第151号、目貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要する。
  - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  - 「補助プロジェクト」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
  - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロジェクトを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
  - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一意番号とする。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とする。
  - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱第2編第2章第2節第2項第2号に該当する場合には「3」を記載する。
  - 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全営業日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
  - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との統合部分に係るキロ程」の欄は、小段点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
  - 「同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロジェクト内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロジェクトが異なる都道府県外乗入部分については「リ」に記載すること。
  - 「他路線との統合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との統合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該統合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助プロジェクト内区間(系統キロ程(チ)ー補助プロジェクト外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
  - 「補助プロジェクト外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロジェクト外乗入部分及び同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
  - 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画の認定を受けるキロ程との比率」の欄、「他路線との統合部分」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との統合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画興業走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「興業走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
  - 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てる)。
  - 「補助対象系統の興業走行キロ当たり経常収益」の欄(ク)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
  - 「計画概」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画間同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から土・日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業報告書(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要



表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要

都道府県名：京都府

番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
		<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     該当なし                 </div>		

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
京都府	相楽地区広域市町村圏	木津川市(旧加茂町)	<p>旧加茂町は、JR加茂駅周辺を中心に、銀行支店、郵便局、商業施設、医療機関等、生活を支える施設が存在しており、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。</p> <p>また、JR加茂駅は、関西本線名古屋方面への乗り継ぎや大和路線の終点にあたるほか、駅前バス停留所からコミュニティバスにも接続しており、相楽東部に位置する和東町・笠置町・南山城村にわたる交通の要衝である。</p> <p>これらのことから、旧加茂町が「広域行政圏の中心市町村に準ずるもの」として指定されることは適当である。</p>

表6 車両の取得計画の概要

R3年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	1 (継続1両)	1,080
	京阪京都交通株式会社	8 (継続8両)	8,190
	西日本JRバス株式会社	8 (継続8両)	6,542
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	1,080
	丹後海陸交通株式会社	8 (継続8両)	8,622
	合計 (継続26両)		25,514

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 奈良交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 年度)	申請番号	路線名称又は区間	国庫補助金申請番号	車両の種類	車両の長さ(m)	購入予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の減価償却方法(定率法の定額法)

定率法

申請番号	実質購入予定額(円)*消費税率を除く		改良費	合計 イ+ロ+ハ+ニ	実質購入予定金額 の約25%を 超過した額(円) ニ-イ(円)=ホ	ホと販出額のうち 少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額 (定率法) △×(定額法)×0.2=ト △×(定額法)×0.2=ト	特別償却額 (円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ス	事業費償却額 (円) ル	えとルのうち少 ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) 7	補助対象経費 7×7=12(月)×ホ 円	計画額 (千円) ホ×1/2=3	事業費償却 額 ル×7=12 円×7=12
	車両価格	附属品価格													
1	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ+ニ 0	ニ-イ(円)=ホ 0	ハ	△×(定額法) 0	チ 0	ト+チ=ス 0	ル 0	ヲ 0	7	円	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0

【車両購入金額費用】  
 ○事業者の返済方法(元利均等返済法等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) への額以内	借入利率(% 年利) レ	借入利率(% 年利) レと2.5%のうち 低い方の率 (%) 7	償還期間 (月) 7	補助対象経費 円	国庫補助金内定 件数(千円) 7×1/2=ホ
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カーブ	30+ホ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト 名	総定率額		市区町村		その他の費		事業者自己負担		「その他の費」の 負担割合	
	負担額	負担割合 % #DIV/0!	負担額	負担割合 % #DIV/0!	負担額	負担割合 % #DIV/0!	負担額	負担割合 % #DIV/0!	負担割合	負担割合
1	0	%	0	%	0	%	0	%	%	%
合計	0	%	0	%	0	%	0	%	%	%

2年目以降(令和3年度)

補助ブロック名	確保維持路線名称又は区間		確保維持計画図庫補助金	
	申請番号	申請区間	申請年度	申請番号
京阪神	1	和東木津線	第1号	31

【購入車両減価償却費】  
 ○事業差の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	償却限度額(円)	特別償却額(円)	普通償却限度額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)	*残存価格(円)
1	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	$\begin{aligned} & \text{前年度(2年目の償却率)} \\ & \text{の償却額} \times 0.5 = 4, \\ & \text{償却率} \times 0.2 = 4 \end{aligned}$	2,160,000	2,431,195	2,160,000	12	$\begin{aligned} & \text{ク} \times \text{ナ} + 12 \text{(月)} \times \text{マ} \\ & \text{(償却率)} \times \text{ク} = \text{マ} \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \text{マ} \times 1/2 = \text{ク} \\ & 1,080.0 \end{aligned}$	3,240,000
計	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0		2,160,000	2,431,195	2,160,000		2,160	1,080	3,240,000

【単価購入金融費用】

○事業の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%)	償入利率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(目)	(至)				
					E $\geq$ 2.5%のうち低い方の率(%)			
計					7			7 $\times$ 1/2=4

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)	貸付金とその負担割合						
		市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	その他の者
2,160	1,080	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	1,080,000	0	0	0	0	0	0	0

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 | 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和3年度)	補助プログラム名	申請番号	種別	種別名称	申請又は区間	確保維持費	申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定月	購入等の種別

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

申請番号	突費購入予定費(円)*消費税を除く		特別償却額(円)	普通償却額(円) (定額法)×0.6=ト (定率法)×0.6=ト	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	えとれのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格(円) へ-が=タ
	車両価格	改造費									
イ	ロ	ハ	ニ-1円=ホ		ト+チ=ス	ル	ヲ	7	ヲ×リ+12(月)=カ	0	0
合計			0	0	0	0	0		0	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費	計画額(千円)
への額以内			レ	ツ	ツ×1/2=ネ
レと2.5%のうち低い方の率(%)			リ		0.0
計				千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
0	0

【負担とその負担割合】

補助プログラム名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の类」の 具体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	事業者自己負担 負担額	負担割合	
京阪神・北近畿	0円	%	0円	%	0円	%	
合計	0円	%	0円	%	0円	%	

2年目以降(令和 3 年度) 計画額(千円)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持費額(千円)	確保維持費額(千円)
		当年度	初年度
京阪神・北近畿	第1号(29-1)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号 29
京阪神・北近畿	第2号(29-2)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号 29
京阪神・北近畿	第3号(29-3)	八田線1	第1号 29
京阪神・北近畿	第4号(30-1)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号 30
京阪神・北近畿	第5号(30-2)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号 30
京阪神・北近畿	第6号(30-3)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号 30
京阪神・北近畿	第7号(31-1)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号 31
京阪神・北近畿	第8号(31-2)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号 31

【購入車両減価償却費】  
重要車の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	七割のうちの少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(千円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額→	前年度/2年目のみ 別の額→	3×(0.33or0.4)×A (定率法) (定額法)×0.2×A	う	A+B=C	オ	ク	ヤ	ク×ヤ×12(月)÷マ (繰上/繰下)×マ	マ×1/2×ク	ラ-マ=7
第1号(29-1)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	0
第2号(29-2)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	0
第3号(29-3)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,408,616	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	0
第4号(30-1)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	1,890,000
第5号(30-2)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	1,890,000
第6号(30-3)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	1,890,000
第7号(31-1)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0 千円	3,780,000
第8号(31-2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0 千円	3,780,000
計	120,000,000	29,610,000	16,380,000	0	16,380,000	19,113,108	16,380,000		16,380 千円	8,190 千円	13,230,000





表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和3年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請	
			番号	初年度
京阪神	第1号(28-1)	高雄・京北線	第3号	H28
京阪神	第2号(28-2)	高雄・京北線	第3号	H28
京阪神	第1号(29-1)	高雄・京北線	第3号	H29
京阪神	第2号(29-2)	高雄・京北線	第3号	H29
京阪神	第1号(30-1)	高雄・京北線	第3号	H30
京阪神	第2号(30-2)	高雄・京北線	第3号	H30
京阪神	第1号(31-1)	高雄・京北線	第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高雄・京北線	第3号	H31

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=+	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ) 列の額=+	普通償却限度額 (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額 (円)	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月) ヤ	補助対象総費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格 (円) ラ-マ=フ
第1号(28-1)	15,000,000	4,220,845	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	2	371,695	185.8	3,849,150
第2号(28-2)	15,000,000	4,220,845	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	2	371,695	185.8	3,849,150
第1号(29-1)	15,000,000	7,823,533	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	5,951,411
第2号(29-2)	15,000,000	7,823,533	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	5,951,411
第1号(30-1)	15,000,000	9,489,826	3,000,000	0	3,000,000	2,280,072	2,280,072	12	2,280,072	1,140.0	7,209,754
第2号(30-2)	15,000,000	10,539,666	3,000,000	0	3,000,000	1,911,572	1,911,572	12	1,911,572	955.7	8,628,094
第1号(31-1)	15,000,000	12,062,155	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	9,858,771
第2号(31-2)	15,000,000	12,062,155	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	9,858,771
計	120,000,000	68,242,558	24,000,000	0	24,000,000	16,802,996	16,802,996		13,086	6,542	55,156,512



表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 3 年度)	申請番号	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類別	乗定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定額(円)*消費税を除く		普通償却限度額 (定率法) A×(0.5000A)÷12(月)×B	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	えとりのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)
	車両価格	附属品価格								
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ヘ	ヘ	ニ	ホ	ヘ
計										

\*残存価格(円)  
ヘ×カ×タ

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)(年利)	借入利率(%)(低い方の率)	補助対象経費	計画額(千円)
	アの額以内		シ	ソ	ソ	ツ×1/2=ネ
計						千円

【所要総費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助プログラム名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の業」の具体的な概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和3年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持費国庫補助金申請 番号	確保維持路線名称又は区間 当該年度
北近畿	第1号(1-1)	福知山線1(市民病院前～橋本駅前)	北近畿第3号 1

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) $7 \times (0.5 \times 0.4) = 1.4$ (定額法) $\times 0.2 = 0.28$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	そのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 クキヤ+12(月)×マ (最終年度)クキマ	計画額(千円)	*残存価額(円)
第1号(31-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,592,000	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
計			0	0	2,160,000		0		0 円	0.0	0
			2,160,000		2,160,000				2,160 千円	1,080	3,240,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	低く2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(至)				
					1	7	7 円	7 × 1/2 = 3.5
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
2,160	1,080

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	都道府県		市町村		負担者とその負担割合		事業者自己負担		その他の高の負担割合
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
北近畿	1,080,000	50 %							
合計	1,080,000 円	%			0 円	%	0 円	%	

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和3年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定年月	購入等の種別 (現金、新築、リース)
補助プログラム名								

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実車購入予定費(円)*消費税を除く		実車購入予定費合計額 から償却価格を控除した 額(円)	本と限度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法) A × (0.5年/0.4年) (定額法) A × 0.2年	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	支払のうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格 イ	改造費 ロ											
		合計 イ+ロ+ハ+ニ	ニ-1円=ホ	ハ			ホ+チ=ス	ル	ウ	7	7×9÷12(月)=カ	カ×1/2=コ	
計													

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	借入利率(%) と2.5%のうち低い 方の率(%)	補助対象経費 (円)	計画額(千円)
	への額以内		レ	7	7	7×1/2=ホ
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カーブ	30千
0	0

【負担者とその負担割合】

申請 プログラム 番号	新築車両		市区町村		負担者とその負担割合		その他の業 者の負担割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
1	0円	50%	円	%	円	%	円	%
2	0円	50%	円	%	円	%	円	%
合計	0円	50%	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和3年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第1号(2-1)	間人循環線	第8号	2
北近畿	第2号(2-2)	伊根線	第1号	2
北近畿	第3号(31-1)	久美浜線	第10号	31
北近畿	第4号(31-2)	蒲入線	第2号	31
北近畿	第5号(30-1)	久美浜線	第10号	30
北近畿	第6号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第7号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第8号(29-2)	蒲入線	第2号	29

【購入車両減価償却費】

○事業費の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却原価額(定率法) $5 \times (6500000) \times 0.2 = 6500000$ (定額法) $7 \times 0.2 = 1400000$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	とどのうちの少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $7 \times 12 \text{ (月)} \times \text{マ}$ (最終年度) $7 \times \text{マ}$	計画額(千円) $\text{マ} \times 1/2 = \text{ケ}$	*残存価格(円) $7 - \text{マ} = \text{フ}$
第1号(2-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	3,748,907	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第2号(2-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	3,748,907	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第3号(31-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,097,620	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第4号(31-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,097,620	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第5号(30-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,995,829	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第6号(30-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,995,829	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第7号(29-1)	15,000,000	2,484,000	1,242,000		1,242,000	1,427,464	1,242,000	12	1,242,000	621.0	1,242,000
第8号(29-2)	15,000,000	2,484,000	1,242,000		1,242,000	1,427,464	1,242,000	12	1,242,000	621.0	1,242,000
計	120,000,000	40,248,000	17,244,000		17,244,000	20,539,640	17,244,000		17,244	千円	23,004,000

【車両購入金融費用】

○事業年度の返済方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) その額以内=□	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					1	7	7 × 1/2 = 3.5	
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7 + 7	ケ + サ
17,244	8,622

【負担者とその負担割合】

補助 申請 番号	市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
1	50%	円	50%	円	0%	円	
2	50%	円	50%	円	0%	円	
3	50%	円	50%	円	0%	円	
4	50%	円	50%	円	0%	円	
5	50%	円	50%	円	0%	円	
6	50%	円	50%	円	0%	円	
7	50%	円	50%	円	0%	円	
8	50%	円	50%	円	0%	円	
合計	50%	8,622,000 円	50%	8,622,000 円	0%	0 円	

(1) 記載要領

1. 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
2. 「確保維持費戻金補助申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
3. 「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
4. 「乗車定員」の欄は、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
5. 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
6. 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、貸付利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
7. 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
8. 「計画額」の欄は、車両ごとに100円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
9. 貸付利率予定率については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費をそれぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
10. リース車両についても当該記載事項を適用するほか、リース総額の見積書、契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
11. 【普通償還限度額】の欄は、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
12. 【普通償還限度額(△欄)】は、補助対象限度額(△欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償還限度額(△欄)とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償還限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償還限度額(△欄)は計算式により前年度と同額とする。  
 ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書1(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2. 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(1)7.9.10(関連)
3. 標準仕様ノンステップバスを輸入する場合には、認定書の写し
4. 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両については補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
5. 移動円滑化のために必要最低限度又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める法令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両については、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両については、認定書の写し。)
6. 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
7. 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表6 車両の取得計画の概要

R4年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	1 (継続1両)	810
	京阪京都交通株式会社	8 (新規3両、継続5両)	11,475
	西日本JRバス株式会社	6 (継続6両)	4,610
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	810
	丹後海陸交通株式会社	10 (新規2両、継続8両)	12,642
	合計(新規5両、継続21両)		30,347





2年目以降(令和4年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線国庫補助金 当該年度 申請番号	初年度
京阪神	1	和東木津線	第1号	31

【購入車両償還補助】  
○事業型の償還型方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償還限度額(円)	特別償還額(円)	償還率(%)	事業者償還額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償還期間(月)	補助対象総額(円)	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存価格 (円)
1	15,000,000	3,240,000	1,820,000	0	12.5%	1,823,396	1,820,000	12	1,820,000	810.0	1,820,000
計	15,000,000	3,240,000	1,820,000	0		1,823,396	1,820,000		1,620	810	1,620,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	今年度償還回数		補助対象総額 (千円)	計画額(千円)
				(自)	(至)		
			1			7	7 × 1/2 = 3.5
計							

【所要経費】

補助対象総額(千円)	計画額(千円)
747	747
1,620	810

【負担者とその負担割合】

補助ブロック 番号	市町村		その他の市		事業者自己負担		「その他の市」の 負担割合	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
1	810.00%	810,000	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0
計	810.00%	810,000	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 4 年度)		購入業者予定 年月		購入業者の種別 (現金、割賦、リース)	
補助プログラム名	申請番号	陸保維持路線名称又は区間 申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)
京阪神・北近畿 第1号(4-1)	第1号(4-1)	八田線、神戸線1、原・神戸線1 第1号～第3号	標準仕様 スロープ付き ノンステップ	56	8.9
京阪神・北近畿 第2号(4-2)	第1号(4-2)	八田線、神戸線1、原・神戸線1 第1号～第3号	標準仕様 スロープ付き ノンステップ	56	8.9
京阪神・北近畿 第3号(4-3)	第1号(4-3)	八田線1	標準仕様 スロープ付き ノンステップ	77	10.4

【購入車両減価償却】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	乗取購入予定額(円) * 消費税を除く			普通償却限度額 (円) <small>(定率法)×0.4-1 (定額法)×0.2-1</small>	特別償却額 (円)	償却限度額 (円) ト+チ=ス	事業者償却額 (円) ル	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間 (月) 3×9÷12(月)÷カ	補助対象経費 (円)	国庫補助金 内定当額額 (千円) カ×1/2=コ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ								
第1号(4-1)	16,771,000	805,000	0	17,576,000	0	6,000,000	7,030,399	6,000,000	9	4,500,000	2,250
第2号(4-2)	16,771,000	805,000	0	17,576,000	0	6,000,000	7,030,399	6,000,000	9	4,500,000	2,250
第3号(4-3)	18,328,000	788,000	0	19,116,000	0	6,000,000	7,646,399	6,000,000	9	4,500,000	2,250
計				54,268,000		18,000,000	21,707,197	18,000,000		13,500	6,750

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(千円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 の額	国庫補助金内定 申請額(千円)	
						補助率 ウ×1/2=エ	申請額 ウ×1/2=ホ
					円	0.0	
					円	0.0	
					円	0.0	
計					千円	0	

【所定経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定当額額(千円)
カ+ツ	コ+ナ
13,500	6,750

【負担者とその負担割合】

補助プログラム名 申請番号	新運所費		市区町村		負担者とその負担割合		その他の者 の負担割合
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	事業者自己負担 負担額	負担割合	
1	2,250,000	50.0 %	円	%	円	%	%
京阪神・北近畿 2	2,250,000	50.0 %	円	%	円	%	%
3	2,250,000	50.0 %	円	%	円	%	%
合計	6,750,000	50.0 %	円	%	円	%	%

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持基国庫補助金 申請番号 当年度	由緒番号 初年度
京阪神・北近畿	第4号(30-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	H30
京阪神・北近畿	第5号(30-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	H30
京阪神・北近畿	第6号(30-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	H30
京阪神・北近畿	第7号(31-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	H31
京阪神・北近畿	第8号(31-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	H31

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象年度 額(円) 初年度への額=ナ	減存価額(円) 前年度7(4年目の み)の額=ウ	普通償却限額 (円) (定率法) ナ×ウ×0.2=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額 (円) ウ	償却限度額(円) ム+リ=ノ	事業者償却額 (円) オ	とちのち少な い方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ト×12(月)×マ (乗継年度)ノ=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格 (円) ラ=マ=7
第4号(30-1)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第5号(30-2)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第6号(30-3)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第7号(31-1)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第8号(31-2)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
計	75,000,000	13,230,000	9,450,000	0	9,450,000	11,072,880	9,450,000		9,450	4,725	3,780,000

【車両購入金融費用】  
 ○事業費の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) その額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低 い方の率(%) 7	補助対象経費 7	国庫補助金 内定申請額(千円) 7 × 1/2 = 7
			(自)	(至)				
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+ナ
マ+7	
9,450	4,725

補助プロジェクト名 申請 番号	製造所限		製造所外		製造所外		製造所外		製造所外		「その他の車」の 具体的な概要
	負債額	償還割合	負債額	償還割合	負債額	償還割合	負債額	償還割合	負債額	償還割合	
1	945,000	50.0	円	%	円	%	円	%	円	%	
2	945,000	50.0	円	%	円	%	円	%	円	%	
3	945,000	50.0	円	%	円	%	円	%	円	%	
4	945,000	50.0	円	%	円	%	円	%	円	%	
5	945,000	50.0	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	4,725,000	50.0	円	%	円	%	円	%	円	%	

【所要経費(R4年度別合計)】

22,950,000	円	11,475,000	円
------------	---	------------	---

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。  
 (初年度にバス運行対策補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
- 申請番号の欄には、補助申請車両を配車した運行系統に係る確保特許補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄には、ノンステップ型(バス)もしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型(バス)もしくはリフト付き車両(バス)の種別を記載すること。
- 「車両定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除じた数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下四捨五入)まで記載すること。
- 「車両購入金融費用」の補助対象経費の欄は、車両ごとに100千円(0.1億円)を超えないこととする。
- 「車両購入費」の欄は、車両ごとに100千円(0.1億円)を超えないこととする。
- 「車両購入費」の欄は、車両ごとに100千円(0.1億円)を超えないこととする。
- 「車両購入費」の欄は、車両ごとに100千円(0.1億円)を超えないこととする。
- 「車両購入費」の欄は、車両ごとに100千円(0.1億円)を超えないこととする。
- 「普通償還期間」の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産に適用される償還率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償還率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償還できるものとする。かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償還率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償還率等と異なることとする。

なお、改定償還率を乗じた償還額を普通償還額とした場合、次年度において償還を行う必要がある場合は、普通償還額(Δ欄)は計算式により前年度と同額とする。

※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日まで取得した車両:償還率0.06249 改定償還率:1.000

※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両:償還率0.10800 改定償還率:0.500

※3. 上記1.に記載した特例の償還率を適用する場合は、それに応じた保証書等を適用すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る乗客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 乗客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 乗客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客運送又は車両等の構造及び設備に関する規定を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
- 自動車登録事項等証明書の写し
- バス車両の主要部分の写し
- 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和4年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請	
			当該年度	初年度
京阪神	第1号(29-1)	高雄・京北線	第3号	H29
京阪神	第2号(29-2)	高雄・京北線	第3号	H29
京阪神	第1号(30-1)	高雄・京北線	第3号	H30
京阪神	第2号(30-2)	高雄・京北線	第3号	H30
京阪神	第1号(31-1)	高雄・京北線	第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高雄・京北線	第3号	H31

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ) の額ニテ	普通償却限度額 (定率法) ラ × (0.5or0.4) = ム (定額法) ナ × 0.2 = ム	特別償却額 (円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク × ヤ ÷ 12 (月) = マ (最終年度) ク = マ	計画額(千円)	* 残存価格 (円) ラ - マ = フ
第1号(29-1)	15,000,000	5,951,411	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	2	312,020	156.0	5,639,391
第2号(29-2)	15,000,000	5,951,411	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	2	312,020	156.0	5,639,391
第1号(30-1)	15,000,000	7,209,754	3,000,000	0	3,000,000	2,280,072	2,280,072	12	2,280,072	1,140.0	4,929,692
第2号(30-2)	15,000,000	8,628,094	3,000,000	0	3,000,000	1,911,572	1,911,572	12	1,911,572	955.7	6,716,522
第1号(31-1)	15,000,000	9,858,771	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	7,655,387
第2号(31-2)	15,000,000	9,858,771	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	7,655,387
計	90,000,000	47,458,212	18,000,000	0	18,000,000	12,342,656	12,342,656		9,222	4,610	38,235,760

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) その額以内=□	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	Eと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(至)				
					E	E	ア	A × 1/2 = B
計								千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+カ
9,222	4,610

【負担者とその負担割合】

補助 プロジェクト 名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の者」の 負担割合	「その他の者」の 負担割合	「その他の者」の 負担割合
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
	円	%	円	%	円	%			
※1000-01	78,000	24.99	78,000	24.99	78,000	24.99	78,000	24.99	78,000
※1000-02	78,000	24.99	78,000	24.99	78,000	24.99	78,000	24.99	78,000
※1000-03	70,000	24.99	70,000	24.99	70,000	24.99	70,000	24.99	70,000
※1000-04	47,850	24.99	47,850	24.99	47,850	24.99	47,850	24.99	47,850
※1000-05	86,000	24.99	86,000	24.99	86,000	24.99	86,000	24.99	86,000
※1000-06	800,000	24.99	800,000	24.99	800,000	24.99	800,000	24.99	800,000
合計	2,102,650	24.99	2,102,650	24.99	2,102,650	24.99	2,102,650	24.99	2,102,650

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和4年度)	申請番号	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
補助プログラム名							

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		実購入予定費(円) お粗から減価償却を控除した額(円)	普通償却限度額 (定率法) A×(0.50or0.4)or (定額法)A×0.2or	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	残りのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象総費	計画額(千円)
	車両価格	改造費									
イ	ロ	ハ	ニ+ロ+ハ=ニ	ヘ	チ	ト+チ=エ	ル	ヲ	リ	ヲ×リ÷12(月)=カ	カ×1/2=コ
計											千円

\*残存価格(円)  
ヘ-カ=タ

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	借入利率(%) 年利	償還期間(月)	補助対象総費	計画額(千円)
	への額以内	レ	メ	ヅ	ツ×1/2=ネ
計					千円

【所要総費】

補助対象総費(千円)	計画額(千円)	負担者とその負担割合		負担者とその負担割合		負担者とその負担割合	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
カーブ	ヨ+ネ						
合計		円	%	円	%	円	%

【負担者とその負担割合】

補助プログラム名	計画額(千円)
カーブ	ヨ+ネ



2年目以降(令和4年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費国庫補助金申請 番号	確保維持費国庫補助金申請 番号
北近畿	第1号(1-1)	福知山線1(市民病院前～線部駅前)	北近畿第3号
			1

【購入車両減価償却費】

○事業車の減価償却方法(定率法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) 7 × (0.5or0.4) = 4 (定率法) × 0.2 = 4	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	とのおおのしい方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 7 × 12(月) = 7 (標準年度) = 7	計画額(千円)	*残存価格(円)
第1号(31-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,944,000	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
計			0	0	1,620,000		0		0	0.0	0
			1,620,000		1,620,000		1,620		1,620	千円	1,620,000

【車両購入金融費用】

○事業車の返済方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	補助対象経費 7	計画額(千円)
			(自)	(至)			
					1	7	7 × 12 = 7
計							

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7 + 7	7 + 7
1,620	810

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		その他の者の負担割合	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿	1	810,000	50%	7	100%				
合計		810,000	50%	7	100%	0	0%	0	0%

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和4年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定年月	購入金の種別 (現金、割賦、リース)
	第1号(4-1)	海岸線	第6号	ノンステップ スロープ付	56	8.9	3 10	現金
	第2号(4-2)	捕入線	第2号	ノンステップ スロープ付	56	8.9	3 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		実費購入予定費合計額 から備忘価格を控除した 額(円)	本7年度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法) A×(0.50×0.4)= (定額法)A×0.2=	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スとルのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費	計画額 (千円)	* 残存価格 (円)
	車両価格	改造費											
第1号(4-1)	13,824,200	1,796,248	15,620,448	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,248,179	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
第2号(4-2)	13,824,200	1,796,248	15,620,448	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,248,179	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
計	27,648,400	3,592,496	31,240,896	30,000,000	12,000,000	0	12,000,000	12,496,358	12,000,000		12,000,000 千円	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内		レ	ツ	ツ×1/2=ネ
計				千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	30+ネ
12,000	6,000

【負担者とその負担割合】

申請 番号	新造経費		負担者とその負担割合		その他の者 の負担割合
	負担額	負担割合	市区町村	事業者自己負担	
北 近 畿	3,000,000 円	50 %	負担割合	負担割合	%
2	3,000,000 円	50 %	負担割合	負担割合	%
合計	6,000,000 円	50 %	負担割合	負担割合	%

2年目以降(令和 4 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号
			当該年度
			初年度
北近畿	第3号(2-1)	間人循環線	第8号
北近畿	第4号(2-2)	伊根線	第1号
北近畿	第5号(31-1)	久美浜線	第10号
北近畿	第6号(31-2)	蒲入線	第2号
北近畿	第7号(30-1)	久美浜線	第10号
北近畿	第8号(30-2)	伊根線	第1号
北近畿	第9号(29-1)	峰山線	第5号
北近畿	第10号(29-2)	蒲入線	第2号

【購入車両減価償却費】  
 ○事業車の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(定率法) $5 \times (1060000) \times 0.2 = 1060000$ (定額法) $1 \times 0.2 = 1060000$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $ク \times \text{年} + 12(\text{月}) \times \text{マ}$ (最終年度) $ク = \text{マ}$	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額 = ナ	前年度 $\neq$ (2年目のみ)への額 = ラ		ウ	ム + ウ = ノ	オ	ケ	ヤ		$マ \times 1/2 = ケ$	ラー = マフ
第3号(2-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,249,344	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第4号(2-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,249,344	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第5号(31-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第6号(31-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第7号(30-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,995,830	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第8号(30-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,995,830	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第9号(29-1)	15,000,000	1,242,000	1,242,000		1,242,000	1,427,464	1,242,000	5	1,242,000	621.0	0
第10号(29-2)	15,000,000	1,242,000	1,242,000		1,242,000	1,427,464	1,242,000	5	1,242,000	621.0	0
計	120,000,000	23,004,000	13,284,000		13,284,000	5,991,706	13,284,000		13,284	千円	9,720,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) 千の額以内=○	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	工と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象総費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					工		ア × 1/2 = サ	
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
13,284	6,642

【負担者とその負担割合】

補助 ロー ク名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要
	負担額		負担割合		負担額		負担割合		
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
3	1,080,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
4	1,080,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
5	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
6	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
7	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
8	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
9	621,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
10	621,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
合計	6,642,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	

北  
近  
畿

表6 車両の取得計画の概要

R5年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	1 (継続1両)	810
	京阪京都交通株式会社	8 (新規3両、継続5両)	14,940
	西日本JRバス株式会社	4 (継続4両)	3,505
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	810
	丹後海陸交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	12,840
	合計 (新規5両、継続17両)		32,905

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 奈良交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 年度)	申請番号	申請ブロック名	申請番号	種別	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定年月	購入費の種別 (現金、リース)

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実質購入予定額(円) ※消費税を除く		減価償却率	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	支払のうちの少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (千円)	計画額 (千円)	残存価格 (円)
	車両価格	附属品価格									
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	ニ	ス	セ	テ
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
への額以内			シ	ソ	ツ	ウ
計						

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ホ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	新設所費		その他の者		事業者自己負担		その他の者の負担割合	
	負担額	%	負担額	%	負担額	%	負担額	%
市町村	0	%	0	%	0	%	0	%
県	0	%	0	%	0	%	0	%
国	0	%	0	%	0	%	0	%
合計	0	%	0	%	0	%	0	%



表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)		購入等予定 年月		購入等の種別 (現金、割賦、リース)	
補助プログラム名	申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等の種別
京阪神・北近畿	第1号(5-1)	ノンステップ スロープ付き	56	8.9	現金
京阪神・北近畿	第2号(5-2)	ノンステップ スロープ付き	56	8.9	現金
京阪神・北近畿	第3号(5-3)	ノンステップ スロープ付き	56	8.9	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	突費購入予定費(円)*消費税を除く		特別償却額 (円)	償却年度額 (円)	事業費償却額 (円)	上記のうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格 イ	改造費 ロ								
第1号(5-1)	16,771,000	805,000	0	17,576,000	17,575,999	15,000,000	9	4,500,000	2,250	10,500,000
第2号(5-2)	16,771,000	805,000	0	17,576,000	17,575,999	15,000,000	9	4,500,000	2,250	10,500,000
第3号(5-3)	16,771,000	805,000	0	17,576,000	17,575,999	15,000,000	9	4,500,000	2,250	10,500,000
計				52,728,000	52,727,997	45,000,000		13,500	6,750	31,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	返済のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内		レ	リ	リ	リ
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+フ	30千
13,500	6,750

【負担者とその負担割合】

申請番号	負担者とその負担割合		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な割合
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1	2,250,000	50.0%	0	0%	0	0%	
2	2,250,000	50.0%	0	0%	0	0%	
3	2,250,000	50.0%	0	0%	0	0%	
合計	6,750,000	50.0%	0	0%	0	0%	



2年目以降(令和 5 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	
			申請番号	初年度
京阪神・北近畿	第4号(31-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	H31
京阪神・北近畿	第5号(31-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	H31
京阪神・北近畿	第6号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第7号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第8号(4-3)	八田線1	第1号	R4

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の減価償却方法(定率法/定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価額(円)
第4号(31-1)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第5号(31-2)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第6号(4-1)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
第7号(4-2)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
第8号(4-3)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	5,352,480	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
計	75,000,000	35,280,000	16,380,000	0	16,380,000	19,624,192	16,380,000		16,380	8,190	18,900,000

【車両購入金融費用】  
 車庫等の返済方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) 1の額以内=3	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 E	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
							7	7 × 1/2 = 3.5
計								千円 0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
16,380	8,190

【所要経費(R5年度別合計)】

29,880,000 円	14,940,000 円
--------------	--------------

補助プログラム名	借入額		返済割合		返済割合		返済割合		返済割合		「その他の者」の 具体の種類
	借入額	返済割合	借入額	返済割合	借入額	返済割合	借入額	返済割合	借入額	返済割合	
1	945,000 円	50.0 %									
2	945,000 円	50.0 %									
3	2,100,000 円	50.0 %									
4	2,100,000 円	50.0 %									
5	2,100,000 円	50.0 %									
合計	8,190,000 円	50.0 %									

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1台ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。  
 (初年度にバス運行対策補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
- 申請番号の欄には、補助申請車両を記した運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 申請の種類の欄は、補助申請車両を記した運行系統(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型又はそれ以外の車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型又はそれ以外の車両(標準仕様又はそれ以外の車両)を記すこと。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 車両定員の欄は、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 車両の長さの欄は、小教席第1位(第1位以下切替)まで記載すること。
- 車両購入金融費用の補助対象経費上の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 車両購入金融費用の欄は、売買契約書によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 補助申請額は、車両ごとに100千円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 実業購入額については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費等それぞれの金額を記載することとする。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両については、リース契約書のリース総額、リース総額の内訳(リース総額、リース総額の内訳)を記載することとする。なお、リース車両については、リース契約書によるほか、リース総額の内訳(リース総額、リース総額の内訳)を記載することとする。
- 普通償還限度額の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率(ラノ)に改定償却率を乗じた償却率(ラノ)とする。かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率との比較により下回る場合、為替相場(ラノ)に改定償却率を乗じた償却率(ラノ)とする。なお、改定償却率を乗じた償却率(ラノ)は、計算式により前年度と同額とする。  
 ※1. 平成19年4月1日~平成24年3月31日まで取得した車両:償却率0.06249 改定償却率:1.000  
 ※2. 平成19年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500  
 ※3. 上記11.に記載した特例の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。  
 ※4. 自家用者貸借資産等の場合、普通償却率(ラノ)は0.333(定率法)もしくは0.167(定率法)の償却率を適用すること。(耐用年数6年の償却率、保証率、改定償却率とする。)
- なお、特例の償却率、改定償却率の取扱いについては11.及び12.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率、保証率、改定償却率とする。)

(2) 添付書類

- 補助申請期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。及びこれに関連する必要な事項を記載した書類)を添付すること。
- 補助対象車両、車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ワンステップバスを譲渡した場合に、契約書の写し
- 低床車両のワンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
- 自動車登録申請等証明書の手写
- バス車両の主要部分の写し
- 車両購入後の乗客バス事業用車両の状況(車両数、平均乗客)

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和5年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請	
			当該年度	初年度
京阪神	第1号(30-1)	高雄・京北線	第3号	H30
京阪神	第2号(30-2)	高雄・京北線	第3号	H30
京阪神	第1号(31-1)	高雄・京北線	第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高雄・京北線	第3号	H31

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円) 前年度7(2)年目のみ 分の額ニヨ	普通償却限度 額 (定率法) 5 × (0.5 × 0.4) = 1 (定額法) 7 × 0.2 = 1.4	特別償却額 (円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	とちのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク × ヤ + 12(月) × マ (最終年度) / ク = マ	計画額(千円)	*残存価格 (円)
第1号(30-1)	15,000,000	4,929,682	3,000,000	0	3,000,000	2,280,072	2,280,072	7	1,330,042	665.0	3,589,640
第2号(30-2)	15,000,000	6,716,522	3,000,000	0	3,000,000	1,911,572	1,911,572	8	1,274,381	637.1	5,442,141
第1号(31-1)	15,000,000	7,655,387	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	5,452,003
第2号(31-2)	15,000,000	7,655,387	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	5,452,003
計	60,000,000	26,956,978	12,000,000	0	12,000,000	8,598,412	8,598,412		7,011	3,505	19,945,787

【車両購入金融費用】

○事業費の返済方法(元利均等 or 元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 工	エと2.5%のうち 低い方の率(%) フ	補助対象経費	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
計							ア 円	サ 千円

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
7,011	3,505

【負担者とその負担割合】

補助 プロジェクト 名	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要	
	申請 番号	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
ア100-1	332,500	円	24.89	%	332,500	円	24.89	%		
ア100-2	318,500	円	24.89	%	318,550	円	24.89	%		
ア100-3	500,000	円	24.89	%	500,000	円	24.89	%		
ア100-4	500,000	円	24.89	%	500,000	円	24.89	%		
合計	1,750,000	円	24.89	%	1,752,050	円	24.89	%		

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持車両補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(買入、創設、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両価格	附属品価格	改造費	消費税を除く合計	実業購入予定乗合車種から前払価格を控除した額(円)	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別	普通償却限度額(定率法) ^ × (0.5or0.4) = ト (定額法) × 0.2 = ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格(円)	
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ					^	チ	ト+チ=ス	ル	ヲ	リ	ヲ × リ ÷ 12 (月) = コ	カ × 1/2 = キ	ヘ-カ=タ	
計																			

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	借入利率(% 年利)	償還期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)
	ヘの額以内	レと2.5%のうち低い方の率(%)	リ	ツ	ツ × 1/2 = ネ
計					

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カーゴ	三十一

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の者」の負担割合
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	%
	円	%	円	%	円	%	%
合計	円	%	円	%	円	%	%



表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和5年度)		乗車定員(人)		車両の長さ(m)		購入等予定年月		購入等の種別(現金、割賦、リース)	
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	増設維持費申請番号	車両の種類別	標準	標準	標準	標準	現金
北近畿	第1号(5-1)	伊豫線	第1号	ノンステップスロープ付	標準	標準	3	10	現金
北近畿	第2号(5-2)	間人循環線	第7号	ノンステップスロープ付	標準	標準	3	10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		実費購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	普通償却限度額(定率法) A×(0.5年/4)=ト (定額法)A×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	償却期間(月)	償却期間中のうち少ない方の額(円)	事業者償却額のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	改造費												
第1号(5-1)	13,824,200	1,796,248	15,620,448	15,620,447	0	6,000,000	6,248,179	12	15,000,000	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
第2号(5-2)	13,824,200	1,796,248	15,620,448	15,620,447	0	6,000,000	6,248,179	12	15,000,000	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
計	27,648,400	3,592,496	31,240,896	31,240,894	0	12,000,000	12,496,358		30,000,000	12,000,000		12,000,000	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	借入利率(%)(年利)	償還期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内	シ		リ	リ×1/2=ネ
計				千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カーブ	30千
12,000	6,000

【負担者とその負担割合】

申請番号	市町村		事業者自己負担		「その他の者」の負担割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿	3,000,000	50%	0	0%	0	0%
2	3,000,000	50%	0	0%	0	0%
合計	6,000,000	50%	0	0%	0	0%

2年目以降(令和5年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線補助金申請番号 当年度 初年度
北近畿	第3号(4-1)	海岸線	第7号 4
北近畿	第4号(4-2)	蒲入線	第2号 4
北近畿	第5号(2-1)	間人循環線	第8号 2
北近畿	第6号(2-2)	伊根線	第1号 2
北近畿	第7号(31-1)	久美浜線	第10号 31
北近畿	第8号(31-2)	蒲入線	第2号 31

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7/2年目のみ の額=ウ	普通償却限度額 (定率法) ナ×(0.50×0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象総費 ク×ヤ×1/2(月)=マ (累計年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=カ	*残存価格(円) ア-マ=ア
第3号(4-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	3,748,907	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第4号(4-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	3,748,907	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第5号(2-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,687,009	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第6号(2-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,687,009	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第7号(31-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第8号(31-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計	90,000,000	27,720,000	13,680,000		13,680,000	15,518,262	13,680,000		13,680	千円 6,840	14,040,000



